

平成26年2月28日開催

第 21 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

# 第21回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成26年2月28日(金) 午前10時00分

2. 開催場所 新ひだか町福祉センター 2階大集会室

3. 出席委員 20 人 (欠席委員4名)

1	番	安	田	悦	郎	出	1	3	番	西	村	和	夫	出
2	番	若	生	良	一	出	1	4	番	橋	本	孝	博	出
3	番	渡	辺		隆	出	1	5	番	前	川	達	哉	出
4	番	松	本	俊	博	出	1	6	番	酒	井		薫	出
5	番	白	井	康	博	出	1	7	番	川	端	義	幸	出
6	番	藤	原	俊	哉	出	1	8	番	中	道	雅	則	出
7	番	土	居	正	広	出	1	9	番	吉	田	邦	博	出
8	番	小	林	嘉	弘	出	2	0	番	前	谷	武	志	出
9	番	山	口	隆	敏	出	2	1	番	川	端	英	幸	出
10	番	水	上	隆	次	出	2	2	番	見	上	久	義	出
11	番	橋	本	義	猛	出	2	3	番	野	表	篤	夫	出
12	番	岡	田			出	2	4	番	金	森	靖	一	出

4. 出席事務局職員

事務局長 若生 富夫

主 幹 二本柳 浩一

主 査 神谷 貴史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

議案第5号 現況証明下附願いに対する発給について

議案第6号 買受適格証明願いに対する発給について

6. 会議の概要

<p>事務局</p> <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>ただ今から第21回総会を開催いたします。 はじめに、金森会長よりご挨拶をお願いします。</p> <p>挨拶</p> <p>本日、6番藤原俊哉委員・19番吉田邦博委員・20番前谷武志委員・23番野表篤夫委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。 出席委員は24名中20名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっております。</p> <p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>それでは、議事録署名委員は、21番川端英幸委員、22番見上久義委員にお願いいたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に日程第2の報告第1号、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてを、議題といたします。事務局より報告第1号1番から5番までの議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、報告第1号の議案書をご覧ください。農地法第18条第6項の規定による解約通知については4件です。なお、報告第1号2番が欠番となっております。議案書をもとに説明します。</p> <p>【報告第1号1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>次に、報告第1号2番について説明いたします。貸主の●●●●さんが平成26年●月●●日に亡くなりましたので、相続による所有権移転になることから、2番は審議せずに欠番といたします。ご了承願います。 続いて、報告第1号の3番から説明を続けます。</p> <p>【報告第1号3番から5番を議案書をもとに朗読】</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。報告第1号について、事務局の報告どおり承認することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、報告第1号は事務局の報告どおり承認することといたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p>	<p>次に議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第1号1番の議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については2件です。なお、議案第1号1番が欠番となっております。議案書をもとに説明します。</p> <p>議案第1号1番について説明いたします。貸主の●●●●さんが平成26年●月●●日に亡くなりましたので、相続による所有権移転になることから、1番は審議せずに欠番といたします。ご了承願います。 続いて、議案第1号2番を説明します。</p> <p>【議案第1号2番を議案書をもとに朗読】</p>

事務局 本案件は、譲受人が新たに羊の飼育に取り組むため農地を所得したいもので、別添資料の営農計画書も提出されており、家畜を羊65頭と軽種馬1頭を飼養して、約11.6ヘクタールの農地で、夫婦の2名で農業従事していくものです。また、収支関係では、5年後の所得が約●●●万円となっております。

その他の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の1ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

事務局長 補足説明いたします。この案件は、静内地区において営農品目での実績例のない羊の飼育という内容で、譲受人からご相談を受けたものです。その際、新たに取り組む羊の飼育ですので、収入が伴い経営していけるものか、また、夫婦2人で従事されてますが、●●歳と●●歳と高齢のため、関係機関及びご家族とも十分に検討、相談されるようお話しをしました。その後、ご本人は熱意も十分あり、しずない農協及び普及センターとも相談され、別添の営農計画書を立てられました。

譲受人は認定農業者であります。収支計画書を見て頂ければ分かるのとおり、年金収入も含めての、5年後の所得が約●●●万円となっており、新ひだか町が農業者の所得の目標としている約450万円には満たないことから、農業経営基盤強化促進法ではなく農地法第3条での申請に至っております。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

12番 譲受人のご夫婦は高齢ですが、現在も農業にひたむきに従事されております。7年後には、長男と一緒に農業を行うことになっており、息子なども日常的に手伝いに来ております。ご本人は農地を取得しての羊での営農に意欲を持っていて、ご本人、ご家族の熱意も十分に伺っておりますので、問題はないものと考えます。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号2番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号2番はこれを許可相当と決定いたします。

議長 次に事務局より議案第1号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

【議案第1号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の申請の内容は、お手元にごございます別添農地法第3条調査書の2ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。

なおこの案件は、個人から法人への経営転換したものです。別添営農計画書の提出もされており、3年後には約●●●万円の黒字の計画となっておりますことを、申し添えます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

21番 議案第1号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第1号3番について、これを許可相当と決定することに異議ございませんか。(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第1号3番はこれを許可相当と決定いたします。

議長 次に議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より議案第2号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第2号1番を議案書をもとに朗読】

<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>5番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>順位1番ですが、砂利採取のための一時転用です。          なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用申請について、転用不可の項目には該当しないため、やむを得ない転用であると思われます。          昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を地区担当農業委員に行っていただき、やむを得ない転用である旨の意見をいただいております。□          以上で議案の朗読と説明を終わります。</p> <p>ただいまの説明につきまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>議案第2号1番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。ありませんか。          (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第2号1番について、これを許可相当との意見を付することに異議ございませんか。          (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第2号1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道へ進達することに決定いたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>5番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p>	<p>次に議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議案といたします。          事務局より議案第3号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> <p>【議案第3号1番を議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。</p> <p>補足説明いたします。この案件は平成25年12月末で期間満了となったものですが、更新の相談の際に、借主から賃貸料単価の見直しの希望があり、当局から土地所有者へお話しをさせて頂いておりました。          今までの設定内容が、反当たり●●●●円で期間も1年間と短かったため、単価については周辺農地の賃貸料実績を参考にして反当たり●●●●円とし、安定的な農業経営の観点から、期間も3年間として同意に至ったものです。</p> <p>ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>議案第3号1番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。          (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第3号1番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。          (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第3号1番の集積計画について決定といたします。</p> <p>次に事務局より議案第3号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> <p>【議案第3号2番を議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の1ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>

事務局長 補足説明いたします。1番同様、更新の相談の際に、借主から賃貸料単価の見直しの希望があったものです。こちらは、協議の結果、面積が狭いのと急な話であったため、もう1年間は反当り●●●●円で更新して、来年から反当り●●●●円として、長期間の設定をすることで、両者の同意がされております。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

5番 議案第3号2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号2番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号2番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第3号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号3番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

事務局長 補足説明いたします。3番から14番までの12件は、貸主が代理人の新ひだか町農地利用集積円滑化団体へ委任をして利用権が設定されるものです。また、国の交付金で借主への規模拡大交付金の対象となっている案件でもありますことを、申し添えます。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

11番 議案第3号3番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号3番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号3番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第3号4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号4番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の2ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

10番 議案第3号4番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号4番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号4番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第3号5番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号5番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の3ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

10番 議案第3号5番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号5番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号5番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第3号6番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号6番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の3ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

10番 議案第3号6番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号6番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号6番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第3号7番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号7番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の4ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

21番 議案第3号7番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号7番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号7番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第3号8番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号8番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の4ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

21番 議案第3号8番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号8番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号8番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第3号9番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号9番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の5ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第3号9番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号9番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号9番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第3号10番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号10番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の5ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

15番 議案第3号10番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号10番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号10番の集積計画について決定いたします。



議長 次に事務局より議案第3号11番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号11番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の6ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番 議案第3号11番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号11番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号11番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第3号12番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号12番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の6ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

9番 議案第3号12番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号12番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号12番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第3号13番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号13番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の7ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第3号13番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号13番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号13番の集積計画について決定いたします。

議長 次に事務局より議案第3号14番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号14番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の7ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

7番 議案第3号14番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号14番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号14番の集積計画について決定といたします。

議長 次に事務局より議案第3号15番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号15番を議案書をもとに朗読】

事務局 以上の計画要請の内容は、お手元にごございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の8ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

15番 議案第3号15番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 採決いたします。議案第3号15番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第3号15番の集積計画について決定といたします。

議長 次の議案第3号16番及び17番は、新規就農者が利用権の設定を受ける者となっている案件です。それでは、事務局より議案第3号16番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第3号16番を議案書をもとに朗読】

事務局 利用権の設定を受ける者の紹介をいたします。●●●●さんは、この度、新規就農のため農地を借り受けたいもので、静内地区でミニトマトの栽培により新規就農するものです。  
別添の新規就農者の紹介資料をご覧ください。資料にもありますが、●●さんは既に北海道知事から就農計画の認定を受けられています。●●さんの営農品目は、施設野菜でミニトマトとなっています。目標とする施設規模は、100坪ハウス18棟。5年後の目標所得は●●●万円です。農家ヘルパーの職歴もあり、研修歴は、平成22年に●●県で農家研修、平成24年と25年は、それぞれ新ひだか町内のミニトマト農家で研修されています。  
なお、農業委員会総会での自己紹介を依頼しましたが、本日も就農に向けての業務で忙しく、やむなく欠席されましたので、事務局より紹介させていただきました。

事務局	<p>以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の8ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、農地の経営面積の下限面積についてですが、施設栽培ですので、下限面積の2ヘクタール以上の経営地に満たなくても、要件は満たしていることとなります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p>
13番	<p>議案第3号16番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第3号16番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  (異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第3号16番の集積計画について決定いたします。</p>
議長	<p>次に事務局より議案第3号17番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【議案第3号17番を議案書をもとに朗読】</p>
事務局長	<p>利用権の設定を受ける者の紹介をいたします。16番の案件と同様に●●●●さんも、この度、新規就農のため農地を借り受けたいもので、静内地区でミニトマトの栽培により新規就農するものです。</p> <p>別添の新規就農者の紹介資料をご覧ください。資料にもありますが、●●さんはご夫婦で北海道知事から就農計画の認定を受けております。営農品目は、施設野菜でミニトマトとなっています。目標とする施設規模は、80坪ハウス11棟。5年後の目標所得は●●●万円です。お二人とも民間会社員の職歴があり、研修歴については、●●さんは平成24年と25年に、それぞれ新ひだか町内のミニトマト農家で研修されており、奥様については平成25年に、新ひだか町内のミニトマト農家で研修されております。</p> <p>なお、農業委員会総会での自己紹介を依頼しましたが、本日も就農に向けての業務で忙しく、やむなく欠席されましたので、事務局より紹介させていただきました。</p>
事務局	<p>以上の計画要請の内容は、お手元にございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書の9ページに記載されていますとおり、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、農地の経営面積の下限面積についてですが、施設栽培ですので、下限面積の2ヘクタール以上の経営地に満たなくても、要件は満たしていることとなります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p>
2番	<p>議案第3号17番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第3号17番の集積計画について、決定することに異議ございませんか。  (異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第3号17番の集積計画について決定いたします。</p>
議長	<p>次に議案第4号農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見についてを、議案といたします。事務局より議案第4号申請順位1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは、議案第4号の議案書をご覧下さい。農業振興地域における農用地区域の変更については、除外1件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第4号1番を議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>申請順位1番ですが、事業計画地は現況山林となっており、今後も開発等の計画が無く、植林木も伐採時期となったため、伐採及び造林を行い土地の有効活用及び環境保全を図るうえでの最適地が選定されています。</p> <p>計画の内容は、事業計画地1,514㎡に現在あるカラマツ林を伐採し、再生林のため杉苗120本を植林するものであります。</p> <p>昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を担当地区農業委員に行っていただき、現況山林を確認して頂き、現在、今後も農地としての活用が見込めないため、除外について適当であるとの意見をいただいています。</p> <p>以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p>
5番	<p>議案第4号1番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第4号1番について、適当であるとの決定に異議ございませんか。  (異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第4号1番はこれを適当であると決定し、町長への意見といたします。</p>
議長	<p>次に議案第5号現況証明下附願いに対する発給についてを、議案といたします。事務局より議案第5号1番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>【議案第5号1番を議案書をもとに朗読】</p>
事務局	<p>申請地は、農業振興地域の農用地区域外の農地で、周囲は道路で囲まれ、宅地化が進んでいる中にある農地であります。この度、地目変更登記のために、非農地の証明願い出がされました。</p> <p>昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、現在今後も農地としての利用は見込めない土地である旨の意見と、よって非農地である旨の意見をいただいております。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p>
13番	<p>議案第5号1番については、事務局の説明のとおりです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p>
議長	<p>採決いたします。議案第5号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)</p>
議長	<p>賛成多数ですので、議案第5号1番については現況証明を発給することと決定いたします。</p>

議長	次に事務局より議案第5号2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第5号2番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請地は、都市計画区域内の第二種中高層住居専用地域にある農用区域外の農地です。周囲は道路で囲まれ、宅地化が進んでいる中にある農地です。この度、地目変更登記のために、非農地の証明願いがされました。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、現在今後も農地としての利用は見込めない土地であるとともに、非農地である旨の意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
13番	議案第5号2番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号2番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	次に事務局より議案第5号3番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	【議案第5号3番を議案書をもとに朗読】
事務局	申請地は、農業振興地域の農用区域外の農地で、20年以上営農されていない農地です。この度、地目変更登記のために、非農地の証明願いがされました。 昨日、農地法関係事務処理要領に基づく現地調査を、地区担当農業委員に行っていただき、現在今後も農地としての利用は見込めない土地であるとともに、非農地である旨の意見をいただいております。
議長	ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
3番	議案第5号3番については、事務局の説明のとおりです。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第5号3番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。(異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第5号3番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	議案第6号買受適格証明願いに対する発給についてを、議案といたします。 事務局より議案第6号1番と2番の議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第6号の議案書をご覧下さい。買受適格証明願いに対する発給については、該当者は3件で証明願いは5件です。 関連がありますので、議案第6号の1番及び2番を議案書をもとに説明します。
事務局	【議案第6号1番及び2番を議案書をもとに朗読】
事務局	順位1番と2番の願出申請書をもとに事務局で調査しましたが、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

3番 議案第6号1番及び2番については、事務局の説明のとおりです。

議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。  
(質問、意見なし)

議長 それでは、採決いたします。議案第6号1番及び2番については、買受適格者証明を発給することと決定してよろしいですか。  
また、競売の落札者から農地法第3条の規定による許可申請がされた場合、これを許可相当と決定してよろしいか、併せて採決いたします。  
(異議なしの声多数)

議長 賛成多数ですので、議案第6号1番及び2番については買受適格者証明を発給するとともに、競売の落札者より農地法第3条の規定による許可申請がされた場合、これを許可相当と決定いたします。

議長 次に事務局より、関連がありますので議案第6号3番及び4番の議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 【議案第6号3番及び4番を議案書をもとに朗読】

事務局 順位1番及び2番の申請人は同一ですので、願出申請書の他に、法人報告書、決算書等の提出を求めて、事務局で調査しました。しかし、把握しきれない部分もあるため、調査結果を報告しますので、ご意見をいただきたいと思えます。  
農地法第3条の各要件ごとに説明いたします。第2項第1号の全部効率要件ですが、経営面積は現在約17.6ヘクタールあり、この度の申請地と合すると約23.2ヘクタールとなります。家畜頭数については、現在、育成馬6頭を預託で預かっています。今後飼養頭数を4頭増やして10頭とする計画です。面積については、飼養頭数からみて効率的に利用できる範囲内であると考えられます。保有している農機具はトラクター2台と作業機一式です。労働力については、法人構成員の2名が通年農作業に従事している報告となっています。保有している機械の能力、労働力からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを、効率的に利用できると思込まれるものであります。  
第2項第4号の農作業常時従事ですが、現在、法人構成員2名がそれぞれ通年従事していると報告されており、今後も2人が150日以上従事する見込みでの報告がされています。  
第2項第7号の地域調和要件ですが、本件の権利取得によって、周辺の農家の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えております。しかし事務局段階では、これまで地域と調和を図りながら営農されてこられたかまでは、把握できませんでした。また、農業委員会委員選挙人名簿登載申請は、本年1月現在、登載申請は無く選挙権を有していないことを申し添えます。  
最後に、農業生産法人としての関係ですが、本年2月に農業生産法人報告書が提出され、この度の報告書の調査資料として過去3年分の決算報告書も提示いただきました。その内容を確認しますと、要件の一つである農業収入が全体の過半を超えていることについては、超えています。収入内訳には預託料収入が全体の3分の2、残りの3分の1が施設使用料収入となっております。この施設使用料収入の詳細は把握しておりません。しかし、決算書での施設使用料の割合は高いものとなっております。  
以上で説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

14番 申請人は、競売に参加し、規模拡大を理由として農地を取得する意向と思われませんが、これが本意なのか不明な部分があります。代表の方は●●もされており、法人報告書では通年従事で報告されているようですが、実際のところは通年での農業従事は厳しいところがあると思われ。他の委員の皆様からも、ご意見などを伺っていただきたいと思えます。

3番 申請人は、●●もされていて兼業で、その点で農業生産に従事できるのか私も疑問に思えます。また、実際の収入面で施設使用料の割合が高く、収入面からみても、今回の証明は発給できないものと考えます。

<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>3番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>それでは、採決いたします。議案第6号3番及び4番については、買受適格者証明を発給しないことで、決定してよろしいですか。 (全員異議なし)</p> <p>全会一致ですので、議案第6号3番及び4番については買受適格者証明を発給しないことで、決定いたします。</p> <p>次に事務局より、議案第6号5番の議案の朗読と説明をお願いいたします。</p> <p>【議案第6号5番を議案書をもとに朗読】</p> <p>順位5番の願出申請書をもとに事務局で調査しましたが、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、各要件を満たしていると考えます。また、農業生産法人要件も満たしているものと考えます。</p> <p>ただいまの説明に関連して、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>議案第6号5番については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>それでは、採決いたします。議案第6号5番については、買受適格者証明を発給することと決定してよろしいですか。 また、競売の落札者から農地法第3条の規定による許可申請がされた場合、これを許可相当と決定してよろしいか、併せて採決いたします。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第6号5番については買受適格者証明を発給するとともに、競売の落札者より農地法第3条の規定による許可申請がされた場合、これを許可相当と決定いたします。</p>
<p>議長</p> <p>議長</p>	<p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。 この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。  (発言なし)</p> <p>よろしいですか。それでは、以上をもちまして、新ひだか町農業委員会第21回総会を閉会いたします。 (終了時刻 午前11時25分)</p> <p>以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。</p> <p>平成26年2月28日(議事録調整日 平成26年3月11日)</p> <p style="text-align: right;">新ひだか町農業委員会会長 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 <span style="float: right;">㊟</span></p> <p style="text-align: right;">議 事 録 署 名 委 員 <span style="float: right;">㊟</span></p>